

令和7年度山口市奨学金奨学生募集要項

山口市では、有用な人材を育成することを目的として、修学上必要な学資を無利子の奨学金として貸与しています。令和7年度の貸与予定人数は7名程度です。

応募期間	
1次募集	令和6年12月2日（月） から 令和7年2月14日（金）まで
2次募集	令和7年 4月1日（火） から 令和7年6月30日（月）まで
3次募集	令和7年 7月1日（火） から 令和7年9月30日（火）まで

（注）申請書等の提出は、直接持参されるか、郵送（期間内必着）してください。

（注）貸与予定人数に達していない場合に限り、2次・3次募集を実施します。

1 応募資格

次の（1）から（6）までの全てに該当する方

- 学校教育法に規定する短期大学、専門職短期大学、大学、専門職大学、大学院、高等専門学校（第4学年及び第5学年に限る。）又は専修学校の専門課程に在学の方又は令和7年4月に入学予定の方
- 成績優秀で品行が善良な方（※）
- 在学する学校等を卒業（専門職大学の前期課程にあっては修了）する見込みが確実である方
- 学資の支出が困難である方（※）
- 父母又はこれに代わる者が山口市内に住所を有する方
- 他の奨学金の貸与を受けていない方



※（2）（4）の判断については、市ウェブサイト
に詳細を公開しています。

2 貸与額、貸与期間

- 貸与額は月額4万円以内で、申請時に5千円単位で額を選択できます。貸与額は、特別の事情がある場合は、各年度において変更することができます。
- 貸与期間は正規の修業期間です。
- 奨学金は、下記の表により、年4回に分けて貸与します。ただし、採用年の初回の貸与は、貸与決定後となります。

貸与時期	4月	7月	10月	1月
貸与月分	4、5、6月分	7、8、9月分	10、11、12月分	1、2、3月分

3 提出書類

- 奨学金貸与申請書（様式第1号）
「申請の理由」欄は具体的に記入してください。
- 奨学生推薦調書（様式第2号・開封無効）
推薦調書の作成は、在学している学校に依頼してください。
- 成績証明書
成績証明書は、在学している学校又は出身高等学校に依頼してください。
- 修学費支出状況申出書
- 世帯員全員の住民票の写し（続柄の記載されたもの、本籍の記載は不要）
- 本人及び父母又はこれに代わる者の所得・課税証明書
1次募集では、令和6年度課税（令和5年中所得）の証明書を、2次募集以降では令和7年度課税（令和6年中所得）の証明書を提出してください。

4 奨学生の決定、その後の手続き等

(1) 奨学生の決定

奨学金貸与審査会に諮り決定します。決定時期は応募締切の翌月末の予定です。奨学生の決定の可否は、在学している学校等の長を経て、本人に通知します。

(2) 奨学生決定後の手続き

奨学生に決定した場合、奨学生決定通知書を受領した日から2週間以内に次の書類を提出してください。

- ① 誓約書（様式第4号）
- ② 住所届（様式第5号）
- ③ 債権・債務者登録（変更）申出書
- ④ 在学を証明する書類
- ⑤ 連帯保証人2人の「住民票の写し」、「市町村民税納税証明書」、「印鑑証明書」

（注）連帯保証人は2人とし、次のいずれにも該当する方であって、かつ、1人は本人の父母、親族又はこれに代わる者でなければなりません。

- ・ 国内に居住する成人者
- ・ 一定の職業を有し、かつ、独立の生計を営んでいる方
- ・ 前年度の市町村民税を完納している方
- ・ 債務を弁済できる資産又は確実な収入を有する方

(3) 学業成績の提出

奨学生は、毎学年末、成績証明書を提出してください。

(4) 奨学金返還証書の提出

奨学生が卒業したときは、直ちに次の書類を提出してください。

- ① 奨学金返還証書（様式第8号）
- ② 卒業証明書（専門職大学の前期課程を修了した者は修了証明書）

5 奨学金の返還

(1) 据置期間

正規の修業期間の経過後6ヵ月間は奨学金の返還を据置きます。奨学生が卒業後に引き続き『1応募資格(1)』の学校に進学する場合は、奨学金の返還を据置くことができます。ただし、奨学金の貸与を停止された場合、又は、退学した場合若しくは奨学生であることを辞退した場合は、卒業を待たずに直ちに返還していただきます。

(2) 返還期間・返還方法

貸与を受けた期間の2倍以内の期間で返還していただきます。返還方法は、月賦、半年賦又は年賦とします。奨学金の全部又は一部を繰り上げて返還することもできます。

(3) 返還猶予免除

奨学生又は奨学生であった者が疾病その他特別の事情のため奨学金の返還が困難と認められるときは、その返還を猶予する場合があります。また、死亡、災害、心身の障がいその他やむを得ない理由によって返還が不能と認められるときは、奨学金（既に返還した額を除く。）の全部又は一部を免除する場合があります。

(4) 延滞金

正当な理由なく奨学金の返還を遅延させたときは、条例で定める額の延滞金を徴収します。

【申請書類提出先 及び お問い合わせ先】

〒753-0074 山口市中央五丁目14番22号（市役所別館2階）

山口市教育委員会 教育総務課

TEL：083-934-2859 FAX：083-934-2659 E-Mail：k-somu@city.yamaguchi.lg.jp

2次募集中に新庁舎へ移転します
電話番号等に変更はありません